

東南アジア・オセアニア地域 税務ニュース

2026 年 7 月号 | Volume 56

目次

01	今月のハイライト	p.1
02	各国税務ニュース(2026 年 7 月 1 日時点)	p.2-3
	オーストラリア マレーシア フィリピン シンガポール	
	タイ ベトナム	
03	セミナー情報	p.4
04	各国問い合わせ先	p.5

今月のハイライト

1. シンガポール内国歳入庁は 2026 年 6 月 4 日に移転価格ガイドライン第 9 版を公表しました。本ガイドラインでは、グループ内役務提供におけるコストプラス方式での対価計算に関して、株式報酬の取り扱いが明確化されました。
2. フィリピン内国歳入庁は 2026 年 6 月 2 日付で通達を公表し、デジタルサービス VAT 課税に関する歳入規則の規定について追加的な明確化を行いました。本通達は Q&A 形式で構成されており、2025 年 6 月 2 日から適用されているデジタルサービス VAT 制度について、実務上生じている納税者からの質問に対する同庁の解釈および取り扱いを示しています。
3. マレーシア内国歳入庁が 2026 年 1 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日までの期間に実施していた印紙税の自主開示プログラムが、2026 年 12 月 31 日まで延長されることになりました。本プログラムでは一定の期間に作成された課税文書のうち納税が行われていなかった文書が自主開示の対象となり、本プログラムに従って納税された課税文書に対しては罰則が免除されます。

オーストラリア



外国投資枠組みの合理化および強化

2026-27 年度連邦予算において外国投資枠組みをさらに強化・合理化する旨が発表されたことを受け、財務大臣は更新版「オーストラリアの外国投資政策」の公表および発表された改革パッケージの詳細を記載した財務省ファクトシートの公開を発表しました。同改革パッケージの概要は以下のとおりです。

- 低リスク申請の全件について 30 日以内に決定するという新たなパフォーマンス目標の設定 (2027 年 1 月 1 日より実施予定)
- 既存の外国投資承認に付された実効性のない条件の更新または撤廃
- 外国投資枠組みのさらなる合理化・強化に向けた外国投資関連法令の改正および関連する他の法令の付随的改正
- オーストラリア資産の外国所有登記 (Register of Foreign Ownership of Australian Assets) の合理化
- 外国人による既存住宅購入に対する一時的禁止措置の 2 年 3 カ月間延長 (2029 年 6 月 30 日まで)

税務の観点では、ファクトシートにおいて、財務省が既存の外国投資承認に付された条件を見直し、実効性のない条件を更新または撤廃する旨が報告されています。当該見直しは 2026 年 7 月 1 日に開始され、まず税務条件を重点的に検討する予定です。

キャピタルゲイン税およびネガティブギアリングに関する改革

2026-27 年度連邦予算では、個人、信託(トラスト)およびパートナーシップに係るキャピタルゲイン税 (CGT) 規定の大幅な見直しが発表されました。

2026 年 5 月 28 日、Treasury Laws Amendment (Tax Reform No. 1) Bill 2026 (財務省法改正 (税制改革第 1 号) 法案 2026) および Income Tax Rates Amendment (Tax Reform No. 1) Bill 2026 (所得税率改正 (税制改革第 1 号) 法案 2026) が、CGT 改正およびネガティブギアリング措置の枠組みを実施するために下院に提出されました。

2026 年 5 月 28 日に下院に提出された Treasury Laws Amendment (Tax Reform No. 1) Bill 2026 (財務省法改正 (税制改革第 1 号) 法案 2026) は、以下の措置を提案しています。

- 2027 年 7 月 1 日以降、個人および信託に対する 50% の CGT ディスカウントを取得原価のインデクセーションに置き換え、キャピタルゲインに 30% の最低税率を適用し、1985 年以前の資産を CGT 制度の対象とすること (一部の新築住宅またはアフオーダブル住宅の投資家は、CGT ディスカウントと新制度のいずれかを選択可能)
- 2027-28 所得年度以降、住宅投資不動産に係るネット賃貸損失を隔離 (quarantine) し、住宅不動産所得またはキャピタルゲインに対してのみ相殺可能とすること。ただし、新築物件、予算発表日 (2026 年 5 月 12 日) より前に取得された物件、および広範に保有される信託やスーパーアニュエーション・ファンド等の一定の事業体については適用除外とすること
- 課税所得が基礎控除額 (tax-free threshold) を超える労働所得を得るオーストラリア居住者個人を対象とした、年間最大 250 ドルの新たな還付不能税額控除 (nonrefundable tax offset) 「勤労オーストラリア人税額控除 (working Australians tax offset)」の導入 (2027-28 所得年度より適用)
- 2026-27 所得年度より適用される勤務関連経費に係る 1,000 ドルの標準控除額 (standard deduction) の導入、および標準控除額の対象となる経費のサラリーパッケージングによる二重控除を防止するためのフリンジベネフィット税 (FBT) 規定の関連改正。

上記の内容は、2026 年 6 月に発行されたニュースレターに基づいて作成しています (記事の内容は 5 月末時点での情報です)。詳細は、[Monthly Tax Update June](#) をご参照ください。

マレーシア



印紙税の自主開示プログラムの延長

内国歳入庁が 2026 年 1 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日までの期間に実施していた印紙税の自主開示プログラムが、2026 年 12 月 31 日まで延長されることになりました。自主開示プログラムの概要は次のとおりです。

- 2023 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの期間に作成された課税文書のうち、納税が行われていなかった文書が自主開示の対象となります。

自主開示プログラムに従って納税された課税文書に対しては、罰則が免除されます。

フィリピン



デジタルサービスに対する VAT 課税に関する規定の明確化

内国歳入庁(BIR)は 2026 年 6 月 2 日付で通達(RMC No. 59-2026)を公表し、デジタルサービス VAT 課税に関する歳入規則(RR No.3-2025)の規定について追加的な明確化を行いました。本通達は Q&A 形式で構成されており、2025 年 6 月 2 日から適用されているデジタルサービス VAT 制度について、実務上生じている納税者からの質問に対する BIR の解釈および取り扱いを示しています。

シンガポール



移転価格ガイドライン第 9 版の公表

シンガポール内国歳入庁(IRAS)は 2026 年 6 月 4 日に移転価格ガイドラインの第 9 版を公表しました。本ガイドラインでは、グループ内役務提供におけるコストプラス方式での対価計算に関して、株式報酬(Share-based compensation: SBC)の取り扱いが明確化されました。

SBC は、以下いずれのパターンであっても役務提供収入の計算においては考慮する必要があります。

- (a) 会計上認識され、かつ請求された場合
- (b) 請求されるべきであったが請求されず、かつ会計上も認識されていない場合
- (c) 請求されていないが、会計上認識された場合

一方で、上記の基本的取り扱いにもかかわらず、2026 賦課年度から、パターン(b)および(c)に限定して、SBC を役務提供収入の計算から除外することが認められました。ただし、この場合においても、マークアップを計算する際のコストベースには当該 SBC を含める必要があります。

タイ



タイ輸出規制における最新動向

継続的な輸出管理の強化の一環として、タイ商務省外国貿易局(DFT)は、民生用および軍事用の双方に使用可能なデュアルユース品目に関する規制の枠組みを強化しています。

タイ商務省は 3 通の通達法案を公表しており、当該通達案においてはデュアルユース品目の輸出および再輸出に係る承認要件、手続および条件が更新されています。さらに、書類審査および許可承認に要する期間短縮による手続の効率化にも重点が置かれています。

DFT は、当該通達案について、2 回のパブリックヒアリングを 2026 年 5 月 14 日に終了しています。DFT は、本通達の正式施行に向けた最終化を近日行う見込みであり、これに併せて、核関連のデュアルユース品目に係る輸出許可要件に関する通達についても公表する予定です。

ベトナム



ベトナムにおける不服申立手続に関する新ルール

ベトナム政府は 2026 年 5 月 15 日付で、不服申立に関する政令 124/2020/NĐ-CP を改正する政令 155/2026/NĐ-CP を公布しました。2026 年 7 月 1 日から施行される政令 155 は、不服申立手続に関する一定の行政手続および必要書類について、新たな指針を定めています。

税関違反に対する新たな罰則

5 月 15 日、政府は税関分野における行政罰を定める政令 169/2026 を公布しました。これは政令 128/2020 および政令 102/2021 に代わるもので、新政令は 7 月 1 日に施行されます。

技術情報のグローバル共有に求められる輸出規制対応 ―最新動向を踏まえた実務上の留意点―

輸出規制を取り巻く最新動向を踏まえながら、グローバルで技術情報を共有する際の留意点、実務上押さえるべきポイントを分かりやすく簡潔に解説します。

配信期間： 2026 年 5 月 7 日(木)～2026 年 10 月 27 日(火)

各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwC の貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

共同統括責任者	神保 真人(税理士法人 パートナー)、菅原 竜二(PwC インドネシア パートナー)	
PwC 税理士法人(日本)	神保 真人、野田 幸嗣(移転価格)、大橋 全寿(移転価格)、青木 一憲(金融・不動産)	
PwC インドネシア	菅原 竜二(カントリーリーダー)、糸井 和光、深澤 直人、井上 由貴、塩澤 祐人、浅井 広太郎、猪原 匡史、余村 裕樹、沖田 広希、千野 根夏美	問い合わせ先: id_jbd@pwc.com
PwC タイ	武部 純(カントリーリーダー)、山鳥 達彦	問い合わせ先: th_jbd@pwc.com
PwC ベトナム	今井 慎平(カントリーリーダー)、杉本 有里、金原 悠也、武田 勇人	問い合わせ先: vn_jbn@pwc.com
PwC フィリピン	東城 健太郎(カントリーリーダー)、林田 俊哉、赤羽 洋輔	問い合わせ先: ph_jbd@pwc.com
PwC マレーシア	杉山 雄一(カントリーリーダー)、佐藤 祐司、	問い合わせ先: my_pwc_japandesk@pwc.com
PwC シンガポール	ハワード・オオサワ(カントリーリーダー)、宮尾 祥平、松本 弥生、青地 駿一、野木 玄	問い合わせ先: sg_japan_desk_tax@pwc.com
PwC オーストラリア	寺崎 信裕(税務カントリーリーダー)、長尾 林太郎、信夫 将	問い合わせ先: au_japan@pwc.com

Tax Academy について

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

<http://www.pwc.com/jp/tax-academy>

バックナンバーは、[こちらから](#)ご覧ください。

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 137 カ国に 364,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザリーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は <http://www.pwc.com> をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2026 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.